

役員への賞与を損金に ～事前確定届出給与の活用～

社長や常務取締役などの法人税法上の役員に対して賞与を支給し、これを法人税の計算上損金として取扱いたい、と考えたときに活用できるのが「事前確定届出給与」です。

損金として認められる 役員への給与

法人税法上、役員に対して支給する給与^{※1}について損金として認められるのは、原則、次の3つのパターンとされています。

種類	特徴
定期同額給与	<ul style="list-style-type: none">基本的に1ヶ月以下の一定期間ごとに支給される同額の給与事業年度の途中で給与の改定がある場合には、一定のルールを満たさないと定期同額給与と認められない
事前確定届出給与	<ul style="list-style-type: none">いつ、誰に、いくら支給するか等を記載した所定の届出書を期限内に税務署へ提出することで、その記載のとおり支給した場合に限り損金として認められる毎月定額でなくても認められる
業績連動給与	<ul style="list-style-type: none">利益や株価など一定の指標を基礎として算定する連動型の給与

これらのうち、役員に対して賞与を支給し、これを損金としたいと考えたときに利用できるのは、「事前確定届出給与」です。

利用するときの留意点

事前確定届出給与を利用するとき、特に留意しておきたい点は、次の2つです。

(1) 期限内に提出すること

届出書は、原則、次の①と②のうち、いずれか早い日^{※2}までに提出する必要があります。

- ① 株主総会等の決議により給与の定めをした場合におけるその決議日（その決議日が職務執行

開始日後である場合にはその開始日）から1ヶ月を経過する日

- ② その会計期間開始の日から4ヶ月（確定申告書の提出期限の延長特例の指定法人は別途定めあり）を経過する日

(2) 記載したとおりに支給すること

届出書に記載したとおりに支給をしないと損金としては認められません。たとえば100万円を支給すると記載があるのに、50万円しか支給しなければ、支給した50万円は全額損金不算入となります。

ただし次の事由の場合で、変更届を期限内に提出すると、変更後での損金が認められます。

事由	届出書の提出期限
職制上の地位の変更や職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情（臨時改定事由）が生じた場合	事由が生じた日から1ヶ月を経過する日
経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（業績悪化改定事由）が生じた場合 (注) 給与の支給額等を減額させる場合に限る	その事由によりその定めの内容の変更に関する株主総会等の決議日から1ヶ月を経過する日（変更前の直前の届出に係る定めに基づく給与の支給日がその1ヶ月を経過する日前にある場合には、その支給日の前日）

なお、3つのパターンに基づく支給であっても、それが不相当に高額な部分の金額と認められると、損金とは認められません。

事前確定届出給与を利用する場合には、事前に当事務所へご相談ください。

※1 取締役営業部長などの使用人兼務役員に対して支給する、使用人としての職務に対するもの等一定の給与を除く

※2 新設法人が設立時に開始する職務についてその定めをした場合には、その設立の日以後2ヶ月を経過する日